

第10号議案 品川区組織条例の一部を改正する条例について

1. 条例改正の理由

長期基本計画に掲げる施策を着実に実施するため、総務部および地域振興部の分掌事務を一部変更する。

2. 改正の内容

別紙新旧対照表のとおり

3. 施行期日

令和3年4月1日

4. 組織図（案）

	<新>	<旧>	組織改正の主な理由
総務部	総務課 総務係 文書係 秘書担当（主査）制 <u>平和・国際担当(主査)【統合】</u> <u>自治体連携担当(主査)【統合】</u>	総務課 総務係 文書係 秘書担当（主査）制 平和担当（主査） 自治体連携担当(主査)	平和事業、国際交流事業および自治体間の連携事業を一体的に進めるため。
地域振興部	地域活動課 <u>【廃止】</u> 生活安全担当 <u>【廃止】</u> 庶務係 地域支援係 統計係 <u>【移管】</u> 協働推進係 <u>【移管】</u> 生活安全担当（主査） <u>【廃止】</u>	地域活動課 協働・国際担当 生活安全担当 しながわ活力応援給付金担当 庶務係 地域支援係 統計係 市町村交流担当（主査） 協働推進係 国際担当（主査） 生活安全担当（主査） しながわ活力応援給付金担当（主査）制	係の移管、事業の終了による。

品川区組織条例新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、品川区における自律的かつ効率的な組織運営を行うため、部の設置および分掌事務について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、区長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>企画部 総務部 地域振興部 文化スポーツ振興部 子ども未来部 福祉部 健康推進部 都市環境部 防災まちづくり部</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>企画部</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 区政の企画および総合調整に関すること。 (2) 行政組織および事務管理に関すること。 (3) 財政に関すること。 (4) 施設の整備に関すること。 (5) 広報および広聴に関すること。 (6) 情報システムの整備および運用に関すること。 (7) 特命事項に関すること。 <p>総務部</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 区議会に関すること。 	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、品川区における自律的かつ効率的な組織運営を行うため、部の設置および分掌事務について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、区長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>企画部 総務部 地域振興部 文化スポーツ振興部 子ども未来部 福祉部 健康推進部 都市環境部 防災まちづくり部</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>企画部</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 区政の企画および総合調整に関すること。 (2) 行政組織および事務管理に関すること。 (3) 財政に関すること。 (4) 施設の整備に関すること。 (5) 広報および広聴に関すること。 (6) 情報システムの整備および運用に関すること。 (7) 特命事項に関すること。 <p>総務部</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 区議会に関すること。

新	旧
<p>(2) 平和<u>および国際化の推進</u>に関すること。</p> <p>(3) 条例の立案その他法規に関すること。</p> <p>(4) 人権啓発および男女共同参画に関すること。</p> <p>(5) 職員の人事および福利に関すること。</p> <p>(6) 財産および契約に関すること。</p> <p>(7) 区税に関すること。</p> <p>(8) 危機管理に関すること。</p> <p>(9) 他の部に属しないこと。</p> <p>地域振興部</p> <p>(1) 地域活動および協働の推進に関すること。</p> <p>(2) 生活の安全に関すること。</p> <p><u>(3)</u> 戸籍および住民の記録に関すること。</p> <p><u>(4)</u> 産業の振興に関すること。</p> <p><u>(5)</u> 消費生活に関すること。</p> <p>文化スポーツ振興部</p> <p>(1) 文化芸術および生涯学習の振興に関すること。</p> <p>(2) 観光に関すること。</p> <p>(3) スポーツの推進に関すること。</p> <p>(4) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関すること。</p> <p>子ども未来部</p> <p>(1) 児童福祉に関すること。</p> <p>(2) 青少年の育成に関すること。</p> <p>(3) 子育て支援に関すること。</p> <p>福祉部</p> <p>(1) 高齢者福祉に関すること。</p> <p>(2) 介護保険に関すること。</p>	<p>(2) 平和に関すること。</p> <p>(3) 条例の立案その他法規に関すること。</p> <p>(4) 人権啓発および男女共同参画に関すること。</p> <p>(5) 職員の人事および福利に関すること。</p> <p>(6) 財産および契約に関すること。</p> <p>(7) 区税に関すること。</p> <p>(8) 危機管理に関すること。</p> <p>(9) 他の部に属しないこと。</p> <p>地域振興部</p> <p>(1) 地域活動および協働の推進に関すること。</p> <p>(2) 生活の安全に関すること。</p> <p><u>(3)</u> <u>国際化の推進に関すること。</u></p> <p><u>(4)</u> 戸籍および住民の記録に関すること。</p> <p><u>(5)</u> 産業の振興に関すること。</p> <p><u>(6)</u> 消費生活に関すること。</p> <p>文化スポーツ振興部</p> <p>(1) 文化芸術および生涯学習の振興に関すること。</p> <p>(2) 観光に関すること。</p> <p>(3) スポーツの推進に関すること。</p> <p>(4) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関すること。</p> <p>子ども未来部</p> <p>(1) 児童福祉に関すること。</p> <p>(2) 青少年の育成に関すること。</p> <p>(3) 子育て支援に関すること。</p> <p>福祉部</p> <p>(1) 高齢者福祉に関すること。</p> <p>(2) 介護保険に関すること。</p>

新	旧
<p>(3) 障害者福祉に関すること。 (4) 生活保護および生活困窮者自立支援に関すること。 (5) その他社会福祉（他の部に属するものを除く。）に関すること。</p> <p>健康推進部</p> <p>(1) 保健衛生に関すること。 (2) 国民健康保険および後期高齢者医療に関すること。 (3) 国民年金に関すること。 (4) 保健所に関すること。</p> <p>都市環境部</p> <p>(1) 都市計画に関すること。 (2) 都市開発に関すること。 (3) 都市景観に関すること。 (4) 密集市街地の整備に関すること。 (5) 住宅に関すること。 (6) 建築に関すること。 (7) 環境に関すること。 (8) 清掃およびリサイクルに関すること。</p> <p>防災まちづくり部</p> <p>(1) 道路に関すること。 (2) 公園および緑化に関すること。 (3) 河川、水辺および下水道に関すること。 (4) 交通安全に関すること。 (5) 防災に関すること。</p> <p><u>付 則</u> <u>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(3) 障害者福祉に関すること。 (4) 生活保護および生活困窮者自立支援に関すること。 (5) その他社会福祉（他の部に属するものを除く。）に関すること。</p> <p>健康推進部</p> <p>(1) 保健衛生に関すること。 (2) 国民健康保険および後期高齢者医療に関すること。 (3) 国民年金に関すること。 (4) 保健所に関すること。</p> <p>都市環境部</p> <p>(1) 都市計画に関すること。 (2) 都市開発に関すること。 (3) 都市景観に関すること。 (4) 密集市街地の整備に関すること。 (5) 住宅に関すること。 (6) 建築に関すること。 (7) 環境に関すること。 (8) 清掃およびリサイクルに関すること。</p> <p>防災まちづくり部</p> <p>(1) 道路に関すること。 (2) 公園および緑化に関すること。 (3) 河川、水辺および下水道に関すること。 (4) 交通安全に関すること。 (5) 防災に関すること。</p>